

2日獣発第75号

令和2年7月14日

地方獣医師会会長 各位

公益社団法人 日本獣医師会

会長 藏内 勇夫

(公印及び契印の押印は省略)

**「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う輸出入
検疫措置の強化に関する畜産農家等への注意喚起について**

このことについて、令和2年7月1日付け2消安第1579号をもって農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和2年法律第16号）が令和2年7月1日に施行されたことを受けて、円滑な水際対策の実施についての協力及び輸出入検疫措置の強化の重要性についての周知を依頼されたものです。

つきましては、貴会会員に周知方よろしくお願いいたします。

本件のお問合せ先

公益社団法人 日本獣医師会

事業担当：堂領

TEL 03-3475-1601

2 消 安 第 1 5 7 9 号
令 和 2 年 7 月 1 日

公益社団法人 日本獣医師会会長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う輸出入検疫措置の強化に関する畜産農家等へ注意喚起について

このことについて、別添のとおり各都道府県畜産主務部長宛てに通知いたしましたので、御了知の上、円滑な水際措置の実施につき御協力方お願いいたします。

また、貴職におかれましては、輸出入検疫措置の強化の重要性を十分に御理解の上、傘下会員各位に対し広く周知されますとともに、関係者に対しても必要に応じて適切な対応がなされるよう御指導方よろしくお願いいたします。



都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

「家畜伝染病予防法の一部を改正する法律」の施行に伴う輸出入検疫措置の強化に関する畜産農家等へ注意喚起について（協力依頼）

皆様方におかれましては、平素から、動物検疫の実施に当たり、格別の御配慮をいただいていることに関しまして、感謝申し上げます。

我が国へのアフリカ豚熱（ASF）等の海外悪性伝染病の侵入を防止するためには、違法に持ち込まれる肉製品を摘発することが極めて重要であり、農林水産省動物検疫所では、検疫探知犬を活用した検査を強化するとともに、昨年 4 月 22 日からは海外からの畜産物の違法な持ち込みへの対応を厳格化しました。このことは、「家畜伝染病予防法の違反事案（海外からの畜産物の違法な持ち込み）への対応の厳格化について」（平成 31 年 4 月 15 日付 31 消安第 335 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知）でお知らせするとともに、貴都道府県におけるリーフレットの配布、リンクバナーの設定等による関係者への情報提供及び注意喚起に御協力頂くようお願いしたところです。なお、厳格化開始以降、畜産物の違法な持ち込みが発覚した場合は、個人消費用やお土産目的であっても、全ての事例において違反者に警告書を発出し、違反事例をデータベース化するとともに、悪意を持って繰り返す等悪質性が認められる場合には、警察に通報する又は告発する等、違反事案への対応を厳格化した結果、6 件 9 名が家畜伝染病予防法違反で逮捕されております。

このような状況の中、本日、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 16 号）が施行されました。

このうち、畜産物の輸出入検疫の強化に関しましては、

- 1 出入国者の携帯品中の畜産物の有無について、家畜防疫官が質問・検査できるよう措置（改正後の法第 40 条第 5 項及び第 45 条第 5 項）、
- 2 輸出入検疫の結果、発見された違反畜産物について、家畜防疫官が廃棄できるよう措置（改正後の法第 46 条第 4 項）、
- 3 動物検疫所長は、輸出入検疫に係る事務を円滑に行うため、船舶・航空会社や海・空港の管理者等に対して必要な協力を求めることができるよう措置（改正後の法第 46 条の 4 第 1 項）、
- 4 輸出入検疫に関する罰金刑の引上げ（個人：300 万円以下、法人 5,000 万円以下。この罰則は郵便等による郵送による輸入であっても適用される）（改正後の法第 63 条、第 69 条等）

等の所要の改正が行われたところです。

これらに関しては、農林水産省動物検疫所で厳格に運用して参ります。

今般の家畜伝染病予防法の一部を改正する法律の施行に伴う輸出入検疫措置の強化については、諸外国の家畜衛生当局に通知するほか、我が国の外務省、国土交通省、文部科学省、出入国在留管理庁等の担当部局を通じて訪日外国人旅客や在留外国人等に周知するよう依頼済みです。さらに、今後、JITCO（公益財団法人 国際人材協力機構）やOTIT（認可法人 外国人技能実習機構）といった関係機関にも周知して参ります。なお、昨年5月には、肉製品の日本への郵送は禁じられている旨について総務省を通じて万国郵便条約加盟国（計192カ国）へ通知したところですが、今般、同省から日本郵便を通じて各郵便局にも措置の強化について改めて周知したことを申し添えます。

つきましては、貴都道府県におかれましても、引き続き、別紙のリーフレットの配布、リンクバナーの設定等による関係者への情報提供及び注意喚起をお願いします。

また、家畜に対する接点があることを考慮し、技能実習生等の外国人の従業員を受け入れている畜産農家に対して、母国から肉製品が郵送されることのないよう注意喚起を行っていただくとともに、従業員の方が受け取っている国際郵便物等の中に違法な肉製品が含まれている疑いがあった場合、最寄りの動物検疫所に御連絡いただきたい旨も併せて周知いただきますようお願いいたします。

（参考）

○ 農林水産省動物検疫所 所在地一覧

<https://www.maff.go.jp/aqs/sosiki/address.html>

○ リンクを貼る場合、以下のURLをご活用ください。

農林水産省動物検疫ウェブサイト

（日本語でのご案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（英語でのご案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/english/product/import.html>

（中国、簡体語でのご案内）

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_cn.html

（韓国語でのご案内）

http://www.maff.go.jp/aqs/languages/bring_meat_kr.html

（多言語でのご案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/languages/info.html>

（日本語の漫画での動物検疫制度のご案内）

<http://www.maff.go.jp/aqs/comic/jp.html>

日本へのSTOP 肉製品は 持込禁止



輸入できない畜産物を持っている場合、
入国が認められないことがあります。



海外から畜産物を違法に持ち込むと、
3年以下の懲役又は300万円以下(法人の場合5,000万円以下)
の罰金の対象になります。
畜産物には加熱調理品、真空パック、免税店で購入したものも含まれます。

詳しくは Web で

農林水産省 動物検疫所



日本へ入国される皆様へ



肉製品や動物由来製品は、
日本への持込みが
原則禁止されています。

少しでも肉を含むものは



罰則の対象です。

海外で使用して汚れた
作業着、長靴等

持ってこいでください

畜産物を違法に持ち込むと、**3年以下の懲役又は
300万円以下(法人の場合500万円以下)の罰金**
の対象となります。

なお、輸入できない畜産物を持っている場合、入国が認められないことがあります。

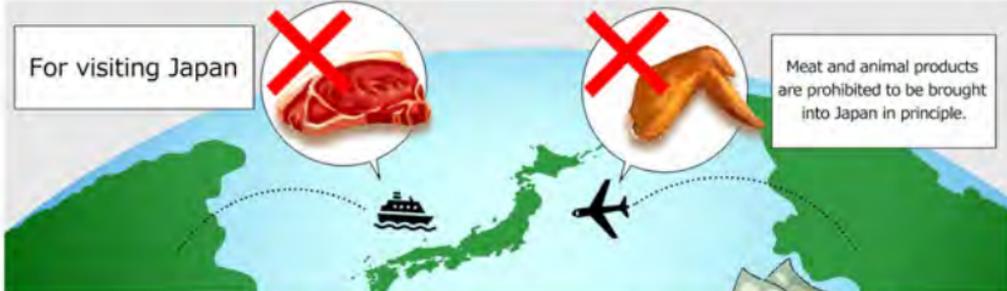
日本国農林水産省動物検疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog

For visiting Japan



Meat and animal products are prohibited to be brought into Japan in principle.



If you bring foods that contain even for a small amount meat,



you could get punishments.

Unwashed workwear, boots and equipment that you've used in areas where domestic animals are kept



Do not bring them into Japan.



In case of introducing livestock products without passing import inspection, persons shall be punished with imprisonment for a term of up to 3 years or a fine of up to 3 million yen (up to 50 million yen for businesses corporators).

If you bring illegal animal products, you can also be denied permission for landing in Japan.

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries of Japan, Animal Quarantine Service
<https://www.maff.go.jp/aqs>

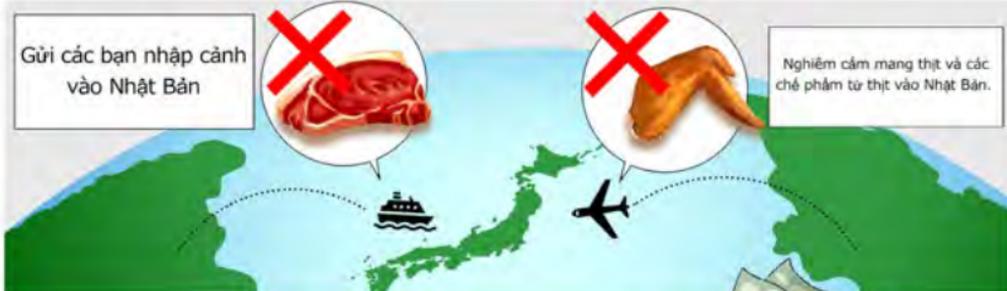
農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog



Gửi các bạn nhập cảnh
vào Nhật Bản



Nghiêm cấm mang thịt và các
chế phẩm từ thịt vào Nhật Bản.



Sản phẩm chỉ chứa
một lượng thịt nhỏ



cũng sẽ bị phạt



Đồ lao động, ủng v.v...
sử dụng ở nước ngoài
đã dơ bẩn

không được mang vào
Nhật Bản



**Nếu mang trái phép các
sản phẩm chăn nuôi vào Nhật Bản,
sẽ bị phạt tù tới 3 năm hoặc
phạt hành chính tới 3 triệu yên
(phạt hành chính tới 50 triệu yên đối với pháp nhân)**

Nếu quý vị có mang các sản
phẩm chăn nuôi không được phép nhập khẩu,
quý vị có thể không được nhập cảnh vào Nhật Bản.

Sở kiểm dịch động vật,
Bộ nông lâm ngư nghiệp Nhật Bản
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog

致将要赴日的各位



肉制品及动物制品，基本上禁止带入日本境内。



即使产品中肉类的含量极少



属于处罚对象。

在境外使用过脏的
工作服、工作鞋靴等



请勿携带入境。



未经许可违法携带肉类制品进入日本，
将被判处3年以下的徒刑
或300万日元以下的罚款
(法人团体最高金额为 5000万日元)
另外，携带禁止进口的畜类产品，有可能被拒绝入境。

日本农林水产省动物检疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
検疫探知犬
Quarantine Detector Dog

致將要赴日的各位



肉製品及動物製品，基本上禁止帶入日本境內。



即使產品中肉類的含量極少



屬於處罰對象。

在境外使用過臟的工作服、工作鞋靴等



請勿攜帶入境。



未經許可違法攜帶肉類製品進入日本，
將被判處3年以下的徒刑
或300萬日元以下的罰款
(法人團體最高金額為5000萬日元)
另外，攜帶禁止進口的畜類產品，有可能被拒絕入境。

日本農林水產省動物檢疫所
<https://www.maff.go.jp/aqs>

農林水產省
檢疫探知犬
Quarantine Detector Dog

일본으로 입국하시는 분들께



육제품이나 동물 유래 제품은 원칙적으로 일본으로의 반입이 금지되어 있습니다.



소량이라도 육류가 포함된 제품을 반입할 경우



벌칙의 대상이 됩니다.

해외에서 사용하여 오염된 작업복이나 장화 등은



반입하지 마십시오.



축산물을 불법으로 반입하다 적발되면 **3년 이하의 징역 또는 300만 엔이하(범인의 경우 5000만 엔 이하)의 벌금**이 부과됩니다.
또, 반입할 수 없는 축산물을 소지한 경우 입국이 인정되지 않을 수 있습니다.



일본 농림수산업성 동물검역소 <https://www.maff.go.jp/aqs>

外国からの従業員を受け入れていらっしゃる 農家の皆様へのお願い

～海外から**口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ**などの
病気を侵入させないために～

母国のご家族等が送ってくる**国際郵便**の中に、
輸入禁止の肉製品等が入っている可能性があります。

このため

- ・**国際郵便**が届いたら、**肉製品等が入っていないこと**を
外国人の従業員のみなさまに確認するようお願いいたします。
また、母国のご家族等が**肉製品等を日本に送らない**ように、
外国人の従業員のみなさまに**周知**いただきますようお願いいたします。
- ・郵便物内に**肉製品等**が入っていた場合は、
速やかに下記までお知らせください。

※ このような検査済のスタンプはありますか？ →



農林水産省 動物検疫所
〇〇支所 検疫課/XX出張所
TEL:
FAX:

(…最寄りの動物検疫所の連絡先を記載してください…)

〇〇県 XX部 XXX家畜保健衛生所
TEL:
FAX:

(…最寄りの家畜保健衛生所の連絡先を記載してください…)

外国からの**国際郵便**に関する動物検疫のお知らせ

口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域（中国、ベトナム等のアジア地域）からの生肉、加工・調理した肉、ハム・ソーセージ等の肉製品は法律で輸入が禁止されており、国際郵便でも持ち込めません。



国際郵便の例



輸入禁止品の例